



お問い合わせ先一覧

- 町役場  
☎096-234-1111 (代表)
- 町教育委員会  
(町生涯学習センター)  
☎096-234-2447 (代表)
- 町総合保健福祉センター  
☎096-235-8711
- 町水道管理センター  
☎096-234-0755
- 町民センター  
☎096-234-2459
- 町学校給食センター  
☎096-234-0255
- 町老人憩いの家  
(社)甲佐町社会福祉協議会  
☎096-234-0423
- 御船町甲佐町衛生施設組合  
(クリーンセンター)  
☎096-282-0688
- 上益城消防署  
☎096-282-1955
- 御船警察署  
☎096-282-1110
- 上益城広域連合  
☎096-237-2891
- 県上益城地域振興局  
☎096-282-2111 (代表)
- 県御船保健所  
☎096-282-0016
- 県庁  
☎096-383-1111 (代表)

町からのお知らせについては、詳しくは町公式サイトをご覧ください。

URL <https://www.town.kosa.lg.jp/>

① お知らせ

児童手当の申請は忘れずに

児童手当は、中学校卒業(15歳の誕生日後の最初の3月31日)までの児童を養育している人に支給されます。

児童手当は原則として、申請した月の翌月からの支給となります。出生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になったとしても、異動日の次の日から数えて15日以内であれば、申請をした月分から支給されます。

申請が遅れると、原則として遅れた月分の手当を受けられなくなりしますので、ご注意ください。

▼支給月額  
・0〜3歳未満  
1万5000円

- ・3歳〜小学校終了前の第1子および第2子  
1万円
- ・3歳〜小学校終了前の第3子以降  
1万5000円
- ・中学生  
1万円
- ※第1子の数え方は、18歳になつた最初の3月31日までの子を基に算定します。
- ※児童手当の受給者の所得が限度額以上の場合、支給対象児童1人につき月額5000円を支給します。
- ▼支給時期  
原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。
- ▼申請に必要なもの  
・受給者および対象児童の健康保険証  
・受給者名義の預金通帳  
・受給者および配偶者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

窓口来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

▼申請先・お問い合わせ先  
町住民生活課  
☎096-234-1113  
(内線105)

春季全国火災予防運動は、3月1日(月)〜7日(日)の期間に実施されます。

火災予防運動は、火災が発生ししやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させることを目的として、毎年実施されています。

家庭や職場、地域ぐるみで火の用心を心がけ、火災が起きないように注意を払いましょう。

- 防火標語  
『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』
- ▼住宅防火7つのポイント  
3つの習慣
- 寝たばこは絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどの火のそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、燃えにくい防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力を体制を作る。

doctor		
日曜当番医		
月 日	当番医	電話番号
3月7日	甲佐眼科クリニック	096-235-5600
3月14日	荒瀬病院	096-234-1161
3月21日	谷田病院	096-234-1248
3月28日	桃崎整形外科	096-235-8111

tax		
町税などの滞納処分(1月分)		
種 別	件数・金額など	
捜 索	0件	
差し押さえ件数	5件	
公 売 回 数	2件	
出 品 数	6件	
滞納処分関連収入	74,472円	

古きを訪ねて甲佐町を知る

## 甲佐町の文化財探訪 ～第90回～

「四堂崎(しどうざき)と養寿院(ようじゅいん)その2」石坂 妙 町文化財保護委員 (吉田区)

文化財探訪～第87回～に続いて「四堂崎と養寿院」について記載します。

中世の養寿院は、「比叡山の末寺で八代郡種山金海山・大恩寺釈迦院の下」と伝えられ、「本尊は普動明王(原文のまま)、本堂並び奥の院で堂が二つあり、他にも多くの家がある。」という記載もあり、今では想像も出来ないくらいのお寺だったようです。

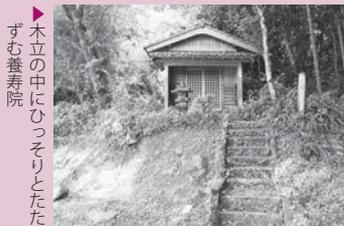
この時代は寺院への寄進(きしん)も数多く、養寿院の領地も相当あったものと思われます。その中で、四堂崎の最初の住人であった緒方清兵衛さんが住んだと言われる「馬場」は緑川の近くにあり、出家僧や緑川の水路を利用した参詣の人々も多く、賑わいをみせていたといえます。

また、代々の住職の墓なども一

同に集められていました。これは、地域住民の話とも合致します。

当時、これだけ栄華を極めたものの、現在はその面影は見られません。それは宇土城主の小西行長により放火され跡形もなくなり、現在の忘れられた存在になったということです。しかし、最新の研究では小西の自社破壊は否定されつつあります。

この寺院の住職の一人に祐春(ゆうしゅん)和尚がいましたが、彼が彫ったと言われる六地藏が今も御船の「東禅寺」に存在します。



木立の中にひっそりとたたずむ養寿院

■お問い合わせ先 町教育委員会社会教育課  
☎ 096-234-2447 (内線 322)

県では、新しい生活様式のなかで、県民の皆さんに芸術・文化に関心をもっていたることを目的に「アート

### アートラーニング in 新しい生活様式

▼お問い合わせ先  
上益城消防組合消防本部  
☎ 096-282-1963

ラーニング in 新しい生活様式」支援事業を実施します。本事業は、文化芸術団体・個人の皆さんに企画していた実演(レッスン)の模様を、YouTubeチャンネル等によるインターネット動画で発信しています。コロナ禍で自宅で過ごす時間が多いこの機会に、習い事

を始めませんか。詳しくは「アートラーニング」で検索してみましょう。  
▼お問い合わせ先  
県文化企画・世界遺産推進課  
☎ 096-333-2154  
健康増進法の改正により、喫煙ルームですか？

令和元年7月から病院や行政庁舎などでは特定の屋外喫煙場所を除いて敷地内禁煙となりました。  
また、令和2年4月からは、飲食店や事業所などの屋内でも喫煙室を除いて禁煙となっています。(小規模な飲食店では喫煙できる店舗もあります)  
屋外などの喫煙が禁止されていない場所でも、人通りが多い場所では喫煙を避けるなど周囲の状況に配慮しましょう。

▼お問い合わせ先  
御船保健所  
☎ 096-282-0016

### アワビなどの密漁者の罰則が強化

漁業法改正に伴い、密漁対策として、許可なく採捕した場合または密漁品を譲受した場合の罰則が大幅に強化されました。

▼対象  
アワビ・ナマコ・シラスウナギ

▼罰則  
3年以下の懲役または300万円以下の罰金

▼お問い合わせ先  
県水産振興課  
☎ 096-333-2456

environmental preservation			
クリーンセンターへのごみ搬入量 (1月分)			
種別	搬入量	前月比較	前年比較
可燃ごみ	192,480	▲20,320	▲19,710
資源ごみ	20,990	▲4,360	▲1,120
粗大ごみ	5,110	▲3,200	380
合計	218,580	▲27,880	▲20,450

※単位：t

traffic safety		
事件・事故件数		
種別	発生件数	
	1月	年累計
人身事故	2	2
物損事故	15	15
盗難など	0	0

1月31日現在

fire prevention		
出動火災件数		
種別	発生件数	前年比較
家屋	1	(1)
原野	1	(1)
その他	7	(4)
合計件数	9	(6)

2月15日現在 (カッコ内は前年比較)

## お知らせ

### 4月2日は世界自閉症啓発デー

毎年4月2日は国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。日本では4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」として、シンポジウムの開催などの様々な啓発活動が行われます。

自閉症をはじめとする発達障害について知っていただくことや理解していただくことが、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながります。

皆さんのご理解とご支援を願っています。

#### お問い合わせ先

熊本県北部発達障がい者支援センター

☎096-293-8189

## 開催

### 司法書士による不動産賃貸トラブル相談会

熊本県青年司法書士会では、不動産賃貸トラブルに関する相談会を開催します。

「アパート退去時の高額な修繕費の請求」や「家賃の滞納による退去の問題」、「敷金の返還に関する問題」など不動産賃貸借契約に関する法律問題について司法書士が無料で相談を受け付けます。

面談をご希望の方は、お電話にてご予約ください。また、当日は電話相談(☎096-364-0800)も可能です。

#### 開催日時

4月3日(土) 午前10時～

#### 午後4時

#### 開催場所

熊本県司法書士会館2階

Topics

## 町生涯学習センターで申告相談がスタート



仕切り板などの感染症対策を行いながら申告相談を受ける町税務課職員(左)

## 町の申告相談は3月15日(月)まで

### 令和3年度 町県民税(住民税)・国民健康保険税 申告相談会

2月16日(火)町生涯学習センター・研修室で町の申告相談が始まり、町の税務職員らが来場者の申告書作成などを行っています。

同相談会は例年、町が税務署と協力しながら開催しており、今年度は新型コロナウイルス感染症対策として会場への入場制限などを行いつつ3月15日(月)まで実施。久米修永住民税係長は「待合室の密を避けるため午前中の受付人数を制限しており、ご不便をおかけしています。時間に余裕をもってお越

しください」と感染症対策への協力を呼び掛けています。

令和3年1月1日現在で本町に住んでいる人は、②給与所得のみで、勤務先事業所から給与支払報告書の提出があった人や公的年金などの所得のみで公的年金等支払報告書の提出があった人などを除き、申告が必要です。

青色申告を行う人や株式の譲渡所得がある人などは、税務署が開設する申告相談会場(熊本城ホール)をご利用ください。

●お問い合わせ先 町税課 ☎096-234-1112

## 甲佐町総合型地域スポーツクラブ 「I・YOU スポーツ&カルチャークラブ」 3月のアユスポ・カレンダー



卓球教室

#### 参加者の皆さん

寒さに負けずがんばってます!

#### ●スポンジテニス教室&

#### バドミントン教室

甲佐小体育館

月曜日(祝日除く) 午後7時30分

#### ●少年柔道スクール

甲佐中武道館「甲心館」

・中学生の部

月・水・木・金・日曜日

・小学生の部

月・水・金曜日

いずれも午後7時

#### ●卓球教室

町生涯学習センター・ホール

水・金曜日(祝日除く) 午後7時30分

#### ●ノルディックウォーキングスクール

甲佐町役場周辺

第1・2・3月曜日 午前10時

#### ●トランポリンスクール

特別養護老人ホーム桜の丘

金曜日 午後5時30分

#### ●サッカースクール

甲佐中グラウンド など

火・木・金曜日 午後7時

土・日曜日 不定期

#### ●女子サッカースクール

甲佐中グラウンド など

水・金曜日 午後7時30分

土・日曜日 不定期

#### ●放課後自習室

デイサービスセンター「しゃらの樹」など

月～金曜日 午後4時30分

#### ■お問い合わせ先

町教育委員会社会教育課

☎096-234-2447(内線325)

